

# 千葉市放課後子どもプラン【概要】

## 第1章 プランの策定に当たって

### 1 放課後子どもプランの背景と趣旨

#### 1 社会的な現状・背景

- 人口減少社会の到来、少子化や核家族化、女性の就労の増加、家族形態の多様化による子どもを取り巻く環境の変化
- 地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少、地域、家庭の教育力の低下
- 子どもを狙った犯罪や事故による放課後における子どもの安全・安心な居場所の確保への機運の高まり

#### 2 「放課後子ども総合プラン」(平成26年)及び「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年)の策定

- 「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施
- 共働き家庭等の「小1の壁」の打破、次代を担う人材の育成の観点
- すべての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができることを目指して策定

#### 3 千葉市における取組と課題

- 「千葉市こどもプラン」により放課後施策を展開
- 子どもルームでは待機児童の発生や深刻な指導員不足、放課後子ども教室ではプログラムの充実や人材の発掘、開催日数、参加児童の減少が大きな課題

#### 4 千葉市放課後子どもプランの策定

- 放課後施策を総合的・計画的に実施するために、新たに「千葉市放課後子どもプラン」を策定

### 2 計画の位置づけ

- 「千葉市新基本計画」を上位計画とする、「千葉市学校教育推進計画」、「生涯学習推進計画」、「千葉市子どもプラン」等の個別部門計画と整合を図りながら、放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定する。

### 3 計画の期間

- 2019年度(平成31年度)から2023年度までの5年間
- 中間年である2021年度に見直しを実施

令和元年度 (2019年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千葉市放課後子どもプラン				
		計画の見直し		

### 4 計画の対象

- 市内に在住、または市内小学校に通う小学生を対象とする放課後関連施策

## 第2章 放課後に関する現状と課題

### 1 放課後子ども教室(教育委員会)

#### ア 実行委員会方式

- 保護者の協力が児童の参加条件であることの撤廃など、希望する全ての児童が参加できる方策が必要
- 一体型モデル校や活動支援型モデル校との間で学びの機会や内容に格差が生じない方策が必要
- 全学年が楽しめる魅力的なプログラムの実施が課題
- コーディネーターの後継者が育っていないことや、PTAや保護者会では単年度で役割が終了することを踏まえ、管理運営のノウハウや地域の情報の引継ぎが課題
- コーディネーター、子どもルーム指導員、学校との一層の連携が必要
- 担い手不足の解消のため、事業の周知など、多くの方に協力していただける工夫が必要
- 事業を活発に推進するため、人材・活動場所の確保が喫緊の課題
- 実施日数が目標とする30日に満たない学校が多く、新たな支援と目標設定が必要

#### イ 活動支援型モデル事業

- 活動の活性化と地域負担軽減を両立させる方策が必要
- 支援が終了した後も地域で円滑に運営ができるノウハウの構築が課題
- 支援を受けずに活動している学校との不公平感解消のため、誰もが納得できる選定方法が必要

### 2 子どもルーム(こども未来局)

- 余裕教室を活用することで整備費用の抑制を図ることを基本としつつ受け入れ枠拡大のために必要な地域には施設の増設を進めるが、利用児童数が増加している学校は、余裕教室が少ない
- 施設には余裕があるものの、指導員が不足しているため、受入枠を拡大できないルームがある
- 図書室などの特別教室を学校教育との共用で利用して運営している高学年の子どもルームは、おやつの保管場所が確保できないことや、学校の日課によって使用できない時間があるなど施設面・運営面ともに支障がある
- アンケート結果によると、「体験活動の実施される回数が少ない」「高学年の子どもが、参加しやすい(参加したくなる)活動が少ない」などの活動内容に対する意見が多く寄せられており、多様なニーズへの対応が必要となっている

### 3 放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業(教育委員会)

- より広い活動スペースを必要とするため、子どもルームが敷地外にある学校や活動場所が不足する大規模校への導入が困難であり、一体型への移行について、より柔軟な方法を検討する必要がある
- 財政的に安定した運営のため、昼間・夜間の時間帯の区切りや利用料金の見直しを検討する必要がある
- 特別な支援を要する児童も含む全ての児童への安全管理や体験機会提供のため、より個に応じたきめ細かな配慮が必要
- 一体型モデル事業は、子どもルームと同様の指導員の配置や安全基準の遵守が求められている

### 4 放課後の居場所の提供

- 前記以外の放課後の居場所として、こどもカフェをはじめ、下記の施設(事業)が利用されている。
 

(1) こどもカフェ(こども未来局)	(2) 子ども交流館(こども未来局)
(3) プレーパーク(こども未来局)	(4) 公民館(教育委員会)
(5) 図書館(教育委員会)	(6) 生涯学習センター(教育委員会)
(7) 南部青少年センター(教育委員会)	

## 第3章 千葉市の放課後施策の基本理念

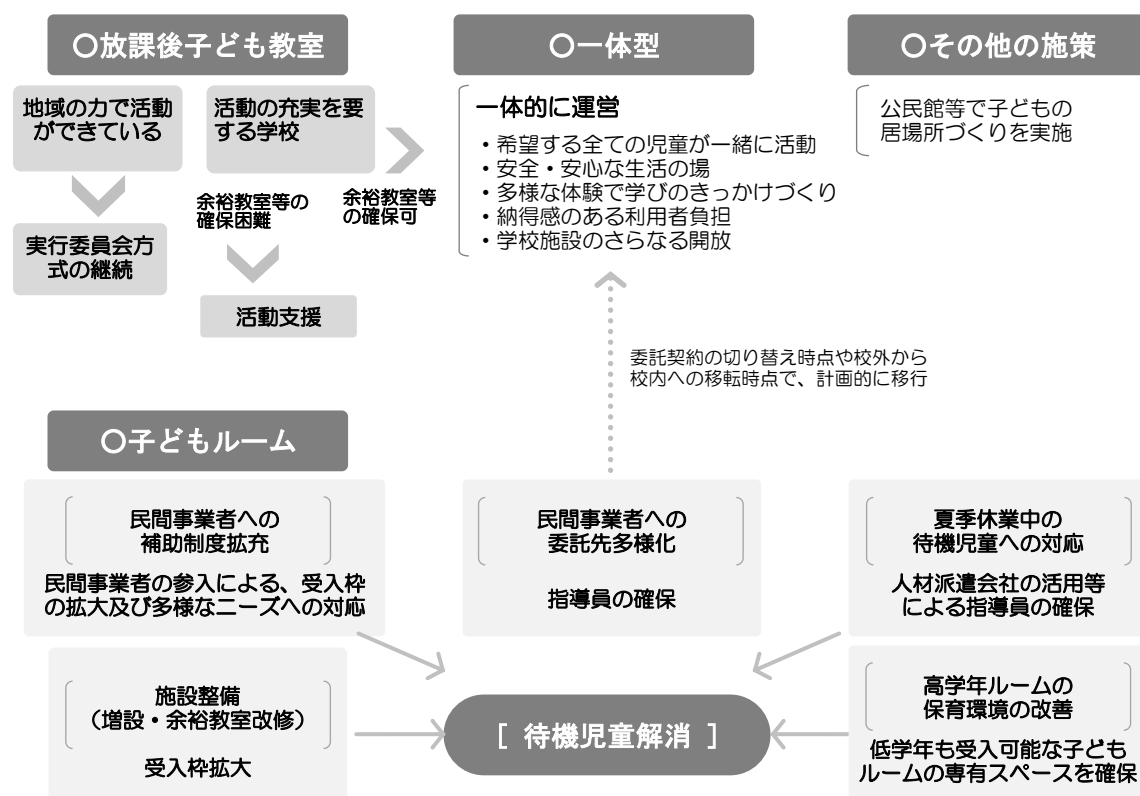
### 1 基本理念

- 希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供します。
- 希望するすべての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供します。
- 放課後の学校施設の利用を推進します。
- 納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現します。

## 第4章 今後の放課後施策の方向性

### 1 全体の方向性

- 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりのため、引き続き地域主体による放課後子ども教室を全校（一体型校を除く。）で実施する。
- 一体型を中心とした放課後の居場所の整備を計画的に進める。
- 一体型の導入が難しい学校については、引き続き学校施設の有効活用を検討するとともに、当面は実行委員会方式で放課後子ども教室を継続できるよう支援のあり方を検討する。
- 子どもルームは、補助制度拡充による民間事業者の参入促進、施設整備、委託先多様化の推進等に取り組み、待機児童対策及び多様なニーズへの対応に努める。



### 2 学校施設の活用に関する方策

- 校庭や特別教室を含めた学校施設を積極的に活用する方針の下、学校との調整を行い、児童の教育環境を十分確保した上で、放課後施策への活用を進める。
- 校庭に関しては、全校での放課後の自由開放を推進する。
- 公民館等の学校外施設を活用した一体型の導入や、校外にある子どもルームを校内に移転させるタイミングでの導入について、柔軟かつ多様な手法での移行を検討する。

## 第5章 各施策の事業展開

### 1 放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業

(1) 目標事業量及び整備計画

【目標事業量】

平成元年度(2019年度)	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
6校	12校	18校	さらなる拡充	

(2) 実施にあたっての具体的方策及び計画を実施するための留意事項

- 体験プログラム：週2日程度を目安に実施し、希望する全ての児童への多様な体験機会を提供
- 継続プログラム：特色のあるプログラムを企画、家庭の経済状況による差異が生じない費用設定
- 利用料金について
  - 特別な支援を要する児童への対応
  - 職員の配置について

### 2 放課後子ども教室

(1) 目標事業量及び整備計画

【目標事業量】

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
実施日数(活動支援型)	21日(26日)	22日(27日)	23日(28日)	24日(29日)	25日(30日)
児童登録率	14.6%	15.9%	17.2%	18.6%	20.0%

(2) 実施にあたっての具体的方策及び計画を実施するための留意事項

- 体験プログラム：情報交換会の実施等による周知に一層努め、全校におけるプログラムの共有化を図る
- 継続プログラム：保護者の送迎を要さない習い事として魅力的な体験機会の提供に努める
- 事業の周知
  - 一体型への移行困難校について
- 子どもルームとの連携の促進
  - 特別な支援を要する児童への対応

### 3 子どもルーム

(1) 目標事業量及び整備計画

- 補助制度拡充による民間事業者の参入促進

【目標事業量】

	令和元年4月	令和2年4月
施設数・人数	5か所・240人拡大	4か所・160人拡大

- 施設整備

【目標事業量】

	令和元年4月	令和2年4月	令和3年4月
施設数・人数	3か所・120人拡大	2か所・40人拡大	4か所・380人拡大

- 委託先多様化の推進

【目標事業量】

	令和元年4月	令和2年4月
社会福祉協議会以外への委託	12か所	11か所
一体型事業への移行	5か所	6か所
指導員充当による受入枠拡大	220人	280人

(2) 実施にあたっての具体的方策及び計画を実施するための留意事項

- 補助制度拡充による民間事業者の参入促進
- 委託先多様化の推進
- 夏季休業中の待機児童への対応
- 特別な支援を要する児童への対応
- 余裕教室を活用した施設整備の推進
- 高学年子どもルームの保育環境の改善
- 子どもルーム未設置校への対応
- 職員の配置基準等

### 4 その他の施策

- (1) どこでもこどもカフェ（こども未来局）
- (2) 子ども交流館（こども未来局）
- (3) プレーパーク（こども未来局）
- (4) 公民館（教育委員会）
- (5) 図書館（教育委員会）
- (6) 生涯学習センター（教育委員会）
- (7) 南部青少年センター（教育委員会）

## 第6章 プランの推進体制

- 各担当部局により計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価し、関係部局からなる「子どもの放課後対策に関する検討会議」により、定期的な評価・見直しを行い、プランの全庁的な進行管理を実現する